基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町においては、地域のつながりを大切に、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、保健・医療・福祉が連携し、総合的かつ計画的に施策の推進を図っており、また障害のある方の増加や、障害の多様化、利用者ニーズ、サービス利用実績等を踏まえ、障害福祉サービスの確実な提供と質の向上に取り組んできたところです。

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など、障害者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。

このような動きのなか、地域における障害のある方の社会参加の機会の確保など共生社会を実現していくことや、障害のある方を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっています。

このたび松野町では、「松野町障害者福祉計画」が計画期間満了を迎えるにあたり、国・県等の動向や各種制度の改正、また、障害のある方を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に見直し、新たに「松野町障害者福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」並びに、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、町における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

※「森の国まつの健康づくり計画(第2次)」、「松野町高齢者福祉計画及び 松野町第6期介護保険事業計画」、「松野町子ども・子育て支援事業計画」な どの福祉関連計画との整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法
計画期間	中長期	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基 本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や 確保に関して定める

3 計画の期間

松野町障害者福祉計画の計画期間は、「障害者計画」については、平成 27 年度から平成 32 年度の6年間、「障害福祉計画(第4期)」については、平成 27 年度から平成 29 年度の3年間とします。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要 に応じて計画の見直しを行います。

		第1其	明	5	第2期		2	第3期	1	2	第4期	A CONTRACTOR	ģ	第5期	
(平成・年度)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
障害者計画												本語	十画		
障害福祉計画			見回	<u>-</u>		-				Z	計画	a i	次	期計	· i

4 計画の基本的理念及び方向

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障害のある方に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについての選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。また、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

松野町に暮らす障害のある方が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

この計画は上記の基本理念のもとに、障害のある方の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取り組み等、幅広い施策に取り組みます。

誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるま

ちづくり」を基本理念とし、引き続き次の5つの基本的な方向で、本計画に 基づいた施策を推進します。

(1)情報・相談支援体制の整備・権利擁護の充実強化

障害特性に配慮した情報提供や、障害者及びその家族が障害福祉サービスなどの法定サービスやボランティア活動などの法定外サービス等各種サービスを、適切かつ効果的に活用し、地域で暮らすことができるようにするための相談支援体制の整備、また、障害者差別解消に向けた取り組みの強化を図ります。

(2) 障害福祉サービス提供体制の充実

障害者の地域生活を支援するため、必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、また、地域間や障害者間でサービス提供に格差が生じないよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 入所施設等から地域生活への移行の促進

施設入所者や退院可能精神障害者が地域生活に移行し、定着できるよう、 共同生活援助(グループホーム)の充実、一般住宅への入居支援等により、 地域における障害者の居住の場を確保するとともに、障害者の地域生活移 行について、一層の理解促進を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

就労意欲と能力のある障害者が、福祉施設から一般就労へ移行することができるよう、就労移行支援事業等を充実するとともに、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークの形成や労働施策の活用により、就労移行支援体制の強化を図ります。

(5) 人にやさしいまちづくり

高齢者や障害者などを含めた誰もが、利用しやすいように、施設・物・サービスなどに配慮を行うというユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが共通して利用しやすい物や環境づくりに努めます。また福祉教育、ボランティア活動及び地域福祉活動を積極的に推進し、子どもから大人まで広くノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

第2章 障害者を取り巻く状況

1 現状と問題点の把握

障害者施策とは、昭和 45 年に定められた「障害者基本法(平成 5 年改正)」に則って国及び地方公共団体等がその責務によって行なう、障害者の自立及び社会参加の支援等に係る総合的及び計画的な一連の施策を示します。

平成15年には、措置から契約に福祉サービス利用のしくみの変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎え、平成16年の「障害者基本法」の改正では、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられ (区市町村は平成19年4月から施行)、また同年には、発達障害のある方の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」も制定されています。

そして、平成18年4月から身体・知的・精神の3 障害に関するサービスの一元化、施設体系の再編、自己負担の導入を図るとともに、総合的かつ計画的なサービス提供体制を確保することを区市町村の責務とした「障害者自立支援法」が施行され、その後平成22年12月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者の負担の見直し(応能負担の原則)や障害者の範囲の見直し(発達障害を法の対象として明確化)等が行われ、さらに平成24年6月(平成25年4月施行)に名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われています。

あわせて、平成18年4月から精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」が施行され、また教育の分野でも、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られるなど、新たな教育体制及びシステムの構築をめざし、学校教育法等の関係法令が改正されたところです。

一方、建築物や交通のバリアフリー化については、平成18年12月に「ハートビル法」(平成6年制定)と「交通バリアフリー法」(平成12年制定)を統合し、障害のある方や高齢の方が移動しやすいまちづくりを一体的にすすめる「バリアフリー新法」も施行されています。

このような障害福祉情勢の中、社会の急速な変化により障害のある方をとりまく環境は厳しい状況にあり、ニーズの高度化や多様化により多くの課題が山積しています。また、障害者の高齢化に加え、 障害の重度化・重複化が進んでいるほか、 家庭介護者の高齢化の問題も顕在化しています。その上、社会情勢の複雑化が日常生活を営む上でストレスとなりうる要因を増大し、心の健康も今まで以上に重要になっています。加えて、障害者の社会参加を阻害している大きな要因となっている「まち」のバリアフリー化や、移動制

約者に対する移送手段の確保も重要な課題となっています。

障害者基本法の理念にも掲げられている障害者の「完全参加と平等」を具現化していくためには、ノーマライゼーションの理念の浸透を図り、行政内部や関係機関などとの連携強化はもとより町民との協働体制のもとに、障害のある方が地域において生き生きと自立した生活ができるようなまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

このため、障害のある方が地域の中で一人の人間として尊厳をもち、自立 した生活を送ることができるよう、国及び県の計画との整合を図りながら在 宅・施設の両面から必要なサービスの充実を図っていく必要があります。

同時に、県の「人にやさしいまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)などを踏まえ、公共施設のほか、公共交通機関のバリアフリー化を進める必要があります。

障害者施策をめぐる近年の動き

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布。この法律においては、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立、平成24年10月1日から施行。正式名称は「障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型と しては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢) の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務 を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

■ 「児童福祉法」の改正 ■

平成24年4月施行。障害別に分かれていた障害児施設・事業を一元化し、通所による 支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」とする児童福祉法の改 正が行われました。また、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられる よう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問サービスなどの事業が創設されています。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病患者なども含まれることも定められています。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立、平成28年4月1日から施行(合理的配慮に関する規定は平成30年4月1日から)。これまでにも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障害者を加えることなどが盛り込まれています。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月成立、平成28年4月1日から施行。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

平成25年9月策定。平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障害者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人(国連推計)とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されています。

【取組むべき主な課題】

(1)情報提供、相談体制、障害者差別解消について

- ① 「計画相談支援」の事業所の体制整備と合わせて、相談支援の質の向上が課題です。
- ② 平成 28 年度施行の障害者差別解消法への対応について、当事者団体、当事者、企業、関係機関、松野町地域自立支援協議会と連携し、国・県の施策と連携して協議していく必要があります。

(2) 地域での生活支援の充実について

- ① 「親亡き後」も安心できる地域支援が課題であり、相談支援の強化が必要です。
- ② 対象者のニーズ把握やサービス提供者側の支援ニーズについて、関係者のネットワークづくりも重要です。

(3) 保健・医療の充実について

- ① 障害者総合支援法となり、難病患者への支援策が必要となっています。また、手帳の取得が困難な難病患者に対し、必要な福祉サービスの利用ができる体制づくりが必要です。
- ② 障害のある高齢者は、介護保険の制度と障害福祉サービスの制度を適切に利用するために、計画相談体制を整備する必要があります。

(4) 障害児への支援について

- ① 切れ目のない療育支援体制の構築が課題であり、関係機関のネットワークづくり や相談支援の強化、計画相談支援の充実の中でのシステムづくりが必要です。
- ② 子育て支援の施策とも連携し、福祉サービスや療育機関の情報提供と周知方法の検討も重要です。

(5) 就労や社会参加への支援について

- ① 障害者雇用の働きかけの強化、実習の場の確保と拡大、障害者優先調達法の推進、 工賃の増加など、国・県の施策と連携し対応していく必要があります。
- ② 町役場における、障害者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った対応と職場開拓なども課題です。

(6)安心・安全な生活環境の整備について

- ① 公共施設や歩道の整備等不十分な所も多く、今後もバリアフリー化を推進します。
- ② 災害時は防災無線のみでは対応が不十分なため、目で見える文字情報(メール)等、情報のバリアフリー化が課題です。
- ③ 災害時の要配慮者に対する避難支援を具体化し、地域住民と連携して防災訓練等で実際に確認していく必要があります。

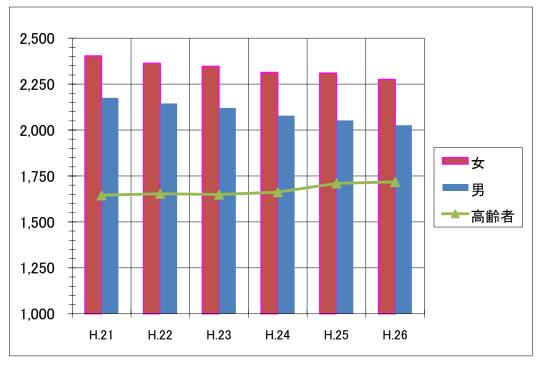
2 松野町の人口構造

松野町の人口は、平成26年3月末日現在4,301人で減少傾向が続いています。

高齢者人口は微増傾向で、平成26年3月末日現在の高齢化率は39.94%となっています。

表1-1 松野町の人口動態





区分	男(人)	女 (人)	計(人)	高齢者 (人)
H.21	2,175	2,403	4,578	1,645
H.22	2,145	2,363	4,508	1,653
H.23	2,120	2,347	4,467	1,649
H.24	2,078	2,314	4,392	1,662
H.25	2,052	2,310	4,362	1,710
H.26	2,026	2,275	4,301	1,718

3 松野町の障害者等の状況

(1) 障害者数

① 障害者総数

松野町内の人口に対する障害者手帳所持者の割合は、増加傾向にあり、 同時に障害者の高齢化や重度・重複化の傾向が見られます。平成 26 年 3月末日現在の身体障害者手帳所持者数は 254 人、知的障害者療育手 帳所持者数は 74 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 18 人となっ ています。

212		(<u> </u>	•
	身体障害者 手帳保持者	知的障害者 (児) 療育手帳保持者	精神障害者保健福祉手帳保持者
平成23年3月末日現在	261人	67人	12人
人口比/総人口4,467人	5.84%	1.50%	0.27%
平成26年3月末日現在	254人	74人	18人
人口比/総人口4,301人	5.91%	1.72%	0.42%

表2-1 障害者数 (重複所持者含む)

② 身体障害者·児(身体障害者手帳所持者)

身体障害者手帳の種類別は、肢体不自由が 135 人(53.1%) と過半 数を占め、次いで内部障害 69 人(27.2%)、視覚障害 25 人(9.8%)、 聴覚障害 22 人(8.7%)、言語障害3人(1.2%)となっています。障 書等級別では、1級が97人(38.2%)、2級が62人(24.4%)、4 級が44人(17.3%)などとなっています。

表2-2 身体障害者・児数 (平成26年3月末日現在)							
身体障害者手帳所持者数 身体障害者数 ————————————————————————————————————							
才 体牌古白奴	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	9人	11人	1人	0人	3人	1人	25人
聴覚障害	1人	8人	2人	6人	0人	5人	22人
言語障害	0人	0人	2人	1人	0人	0人	3人
肢体不自由	38人	42人	16人	24人	13人	2人	135人
内部障害	49人	1人	6人	13人	0人	0人	69人
計	97人	62人	27人	44人	16人	8人	254人

③ 知的障害者・児(療育手帳所持者)

療育手帳所持者は74人で、男性36人、女性38人となっており、 18歳以下の知的障害児は3人となっています。

表2-3 知的障害者・児数 (平成26年3月末日現在)

知的障害者数	療 育	手 帳 所 持	者 数
加加特品自数	А	В	計
男性	15人	21人	36人
女性	10人	28人	38人
計	25人	49人	74人

4 精神障害者数

精神障害者数は 18 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者は1級4人、 2級 13 人、3級1人、自立支援医療費(精神通院)公費負担利用者は 74人となっています。

表2-4 精神障害者数 (平成26年3月末日現在)

	精神障害	B 者福祉手帳		
精神障害者数	1級	2級	3級	自立支援医療(精神通院)公費負担利用者数
18人	4人	13人	1人	74人

(2)施設の入所状況

施設支援事業所には3施設に8人が入所しています。

表3-1 施設入所者数 (平成26年12月1日現在)

施設名	所在地	入所人員
障害者支援施設フレンドまつの	松野町	4
障害者支援施設ライフまつの	松野町	3
障害者支援施設豊正園	宇和島市	1

(3) 利用する主な障害福祉サービス等事業所の状況

(平成26年12月1日現在)

区分	住 所	電話番号
居宅介護 ・松野町社会福祉協議会 ・(有)介護サービスゆう	松野町松丸1661-13 鬼北町永野市469	0895-42-0794 0895-45-0638
生活介護 ・障害者支援施設フレンドまつの ・障害者支援施設ライフまつの ・障害者支援施設豊正園 ・八つ鹿工房高光 ・障害者支援施設松葉学園	松野町豊岡4594 松野町豊岡4599-2 宇和島市三浦東4122-4 宇和島市高串1番耕地625-1 西予市宇和町神領534	0895-42-1122 0895-42-2211 0895-29-0061 0895-25-0725 0894-62-0471
療養介護 ・南愛媛療育センター	鬼北町永野市1607	0895-45-1101
短期入所 ・短期入所施設フレンドまつの ・短期入所施設ライフまつの	松野町豊岡4594 松野町豊岡4599-2	0895-42-1122 0895-42-2211
施設入所支援 ・障害者支援施設フレンドまつの ・障害者支援施設ライフまつの ・障害者支援施設豊正園	松野町豊岡4594 松野町豊岡4599-2 宇和島市三浦東4122-4	0895-42-1122 0895-42-2211 0895-29-0061
就労移行支援 ・ひだまり工房	鬼北町大字永野市7O-1	0895-45-3858
就労継続支援(A型) ・(株) トモニー・えひめ ・A・I Hope	鬼北町永野市1607 宇和島市長堀1-1-43	0895-45-2791 0895-27-3611
就労継続支援(B型) ・多機能型支援事業所 フレンド ・就労支援事業所「よつば」	松野町松丸423-1 松野町松丸589-1	0895-42-1602 0895-20-5728
自立訓練(生活訓練) ・生活訓練事業所 ハーブハウス	八幡浜市五反田1番耕地1044	0894-23-2555

区分	住 所	電話番号
宿泊型自立訓練 ・宿泊型自立訓練事業所 ハーブハウス	八幡浜市五反田1番耕地1044	0894-23-2555
共同生活援助(グループホーム) ・フレンドホームすまいる ・フレンドホームすてっぷ ・フレンドホームのぞみ ・フレンドホームひかり ・フレンドホームともえ I・Ⅱ・Ⅲ ・フレンドホーム桜ヶ丘1・2・3・5番館 ・ひだまり I・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ・ケアホームすばる ・公益財団法人正光会 そーしゃるさぽーと 曙荘	松野町松丸423-1 松野町豊岡3407 松野町松丸423-1 松野町松丸465-2 松野町豊岡4598-2 松野町豊岡4606 松野町豊岡3011-1 南宇和郡愛南町中川1410-1 宇和島市柿原1352-1	0895-42-2071 0895-42-0730 0895-42-1752 0895-20-5550 0895-42-2233 0895-42-2288 0895-42-2244 0895-20-5722 0895-84-3346 0895-23-3031
日中一時支援 ・日中一時支援事業所フレンドまつの ・日中一時支援事業所ライフまつの ・社会福祉法人八つ鹿会 八つ鹿工房 ・障害者支援施設松葉学園	松野町豊岡4594 松野町豊岡4599-2 宇和島市和霊元町2-4-27 西予市宇和町神領534	0895-42-1122 0895-42-2211 0895-25-0725 0894-62-0471
相談支援 ・南愛媛療育かりー相談支援事業所 ・地域活動支援センター柿の木 ・相談支援センター豊正園 ・相談支援事業所なないろ ・相談支援センターまつの ・宇和島市障害者地域活動支援 センターグリーン工房 ・指定特定相談支援事業所叶う ・相談支援事業所 希望の森 ・指定特定相談支援事業所いちごの里	鬼北町永野市1607 宇和島市村原1128-1 宇和島市三浦東4122-4 松野町豊岡3011-1 松野町豊岡4599-2 宇和島市津島町高田甲16-1 鬼北町近永1451-1 西予市宇和町小野田1295 愛南町中川1410-1	0895-45-1101 0895-20-0901 0895-29-0061 0895-20-5722 0895-42-2211 0895-20-8277 0895-45-3140 0894-62-5500 0895-84-3346

4 アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

計画策定にあたり、障害のある方の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「障害福祉アンケート調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

① 調査対象:平成 26 年4月1日現在松野町在住の身体障害者手帳・療

育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者

② 調査方法:郵送配布

③ 調査期間:平成26年6月3日(火)~6月27日(金)

④ 発送数:266票⑤ 有効回収数:163票⑥ 有効回収率:61.3%

(2) 主な調査結果

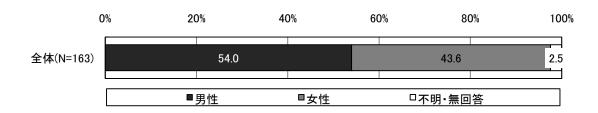
障害のある方ご本人等の状況

回答者の 約70%が高齢者の方となっています。障害の状況は、身体障害が125人約71%で一番多く、次いで知的障害が24人約12%、精神障害が11人約8%となっています。障害の状況は混合しています。

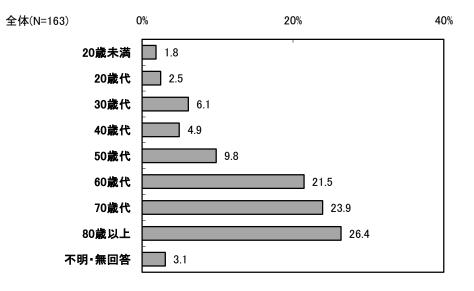
居住の状況は、自宅(持家、家族の所有)が全体の約82%で、夫婦で暮らしている方は 全体の約47%、次いで、子・孫との同居は約24%となっています。

障害者の介助の状況は、夫または妻が全体の約 33%、次いで施設・病院の職員が約 15%、子・孫が約 12%となっています。

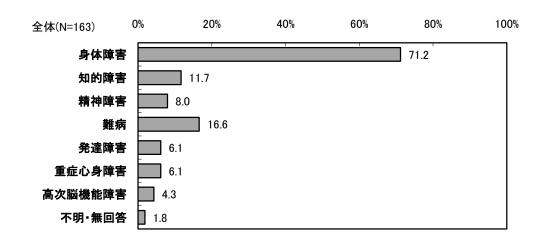
① 障害のある方ご本人の年齢(平成26年4月1日現在)と性別をお答えください。(性別)



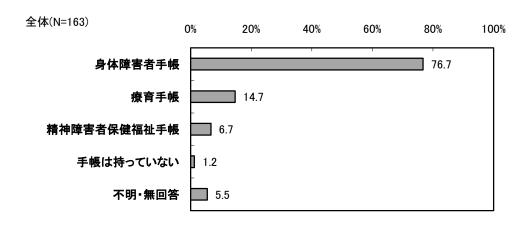
① 障害のある方ご本人の年齢(平成26年4月1日現在)と性別をお答えください。(年齢)



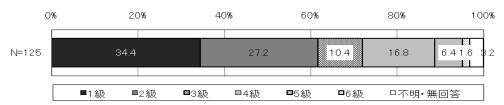
② 障害のある方ご本人の障害について。(複数回答)



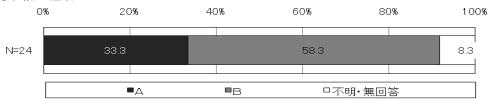
③ 障害のある方ご本人の障害者手帳について。(複数回答)



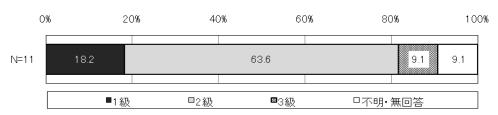
④ 身体障害者手帳の等級



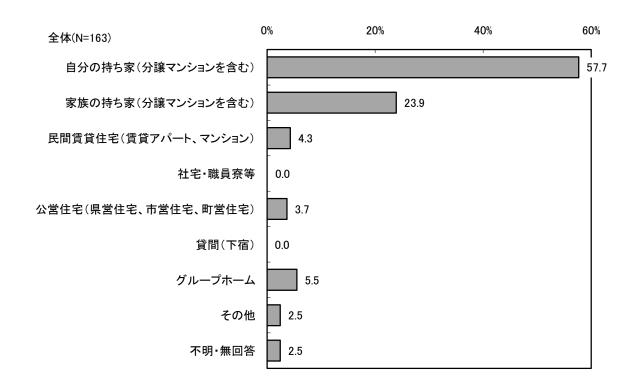
⑤ 療育手帳の種別



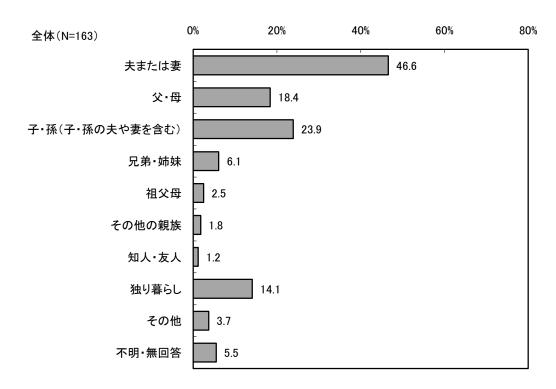
⑥ 精神障害者保健福祉手帳の種別



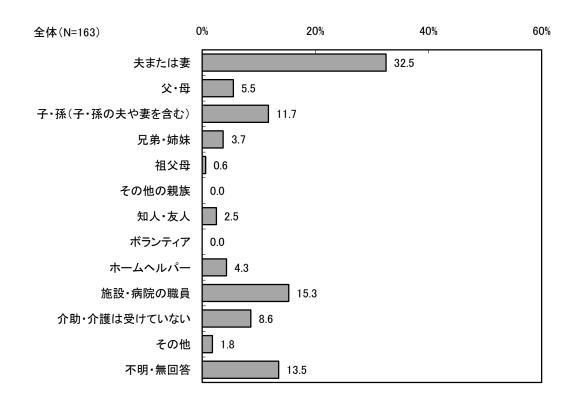
⑦ 障害のある方のお住まいについて。(一つ回答)



⑧ 障害のある方ご本人は、現在誰と一緒に暮らしていますか。(複数回答)



⑨ 障害のある方ご本人は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。(一つ回答)

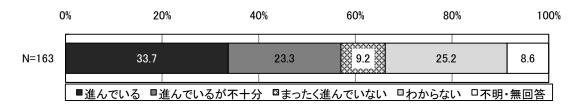


共生社会(障害(者)に対する周囲の理解)

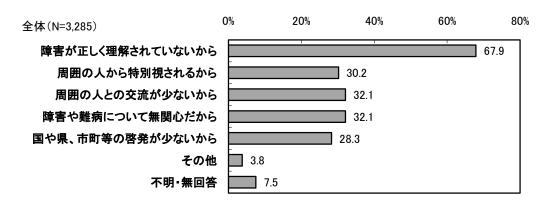
障害への理解についての認識は、「進んでいる」が約34%、次いで、「わからない」が約25%、「進んでいるが不十分」が約23%、となっています。

また周りの人の理解が進まない理由は、「障害が正しく理解されていない」が約68%、 次いで「交流が少ないから」、「障害や難病に無関心」がそれぞれが約32%となっており、 改善については、「正しく理解されるための周知啓発」が全体の約53%となっています。

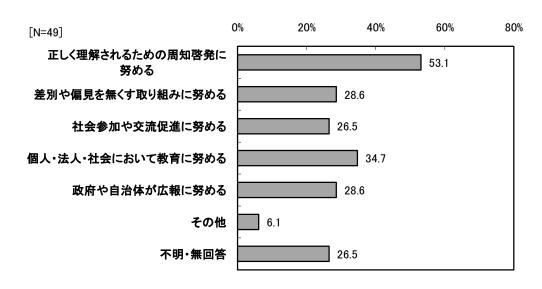
① 障害や障害のある人に対する周りの人の理解は、進んでいると思いますか。(一つ回答)



② 障害や障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思いますか。 (3つまで回答)



③ 社会全体としてどう取り組むべきだと思いますか。(3つまで回答)

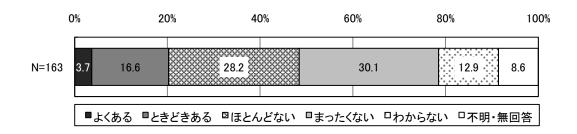


共生社会(障害者の権利)

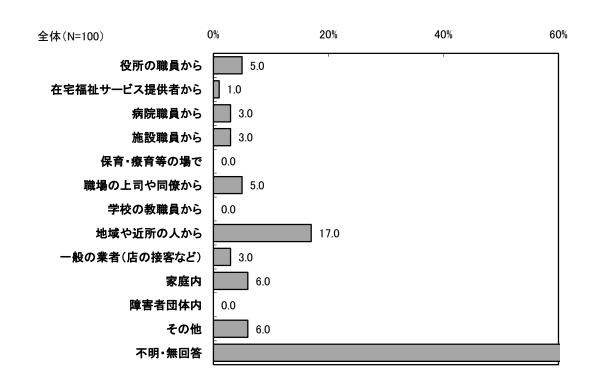
障害を理由に差別的な扱いを受けたかどうかについては、「まったくない」が約30%、 次いで、「ほとんどない」が約28%となっています。

嫌な思いを感じた場面は、「地域や近所の人から」が約17%、次いで「家庭内」が約6%となっています。

① 日頃の生活の中で、障害を理由とした差別的扱い(虐待、施設・設備の未整備、配慮の欠如を含む)をされ、いやな思いをしたことがありますか。(1つ回答)



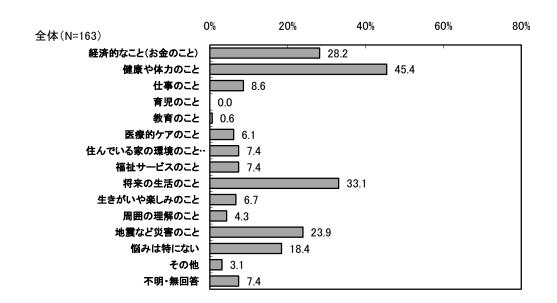
② 嫌な思いはどのような方から感じたかに関して 。 (複数回答)



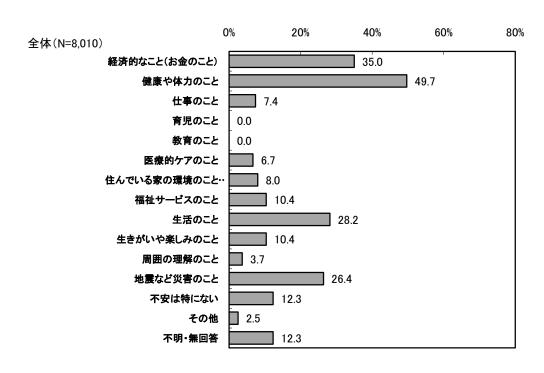
悩み事、困り事

現在の悩み事は、「健康や体力」が全体の約45%、次いで、「将来の生活のこと」が約33%となっており、将来についての不安は、同様に「健康や体力」が全体の約50%ですが、次いで、「経済的なこと(お金)」への不安が約35%となっております。

① あなたの現在の悩み事は何ですか。 (3つまで回答)



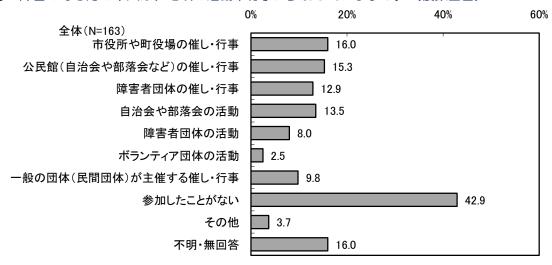
② あなたが障害のある方ご本人の将来について不安に思うことは何ですか。 (3つまで回答)



共生社会(社会参加)

地域の活動や行事への参加状況は、「参加したことがない」が全体の約43%となっています。

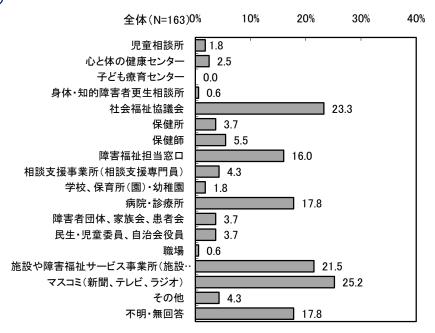
① 障害のある方ご本人は、地域の活動や行事に参加していますか。(複数回答)



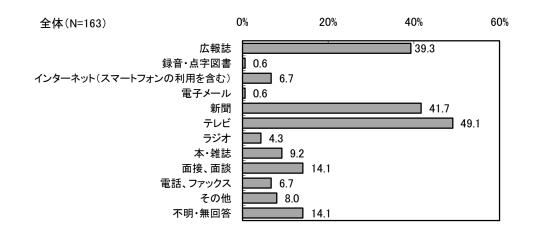
情報提供・取得

生活や福祉の情報取得の状況は、「マスコミ」からの情報取得が全体の約25%、次いで、「社会福祉協議会」が約23%となっています。また、取得媒体は、「テレビ」が約49%、「新聞」が約42%、「広報誌」が約39%となっています。

① あなたが日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どこが発信する情報ですか。 (複数回答)



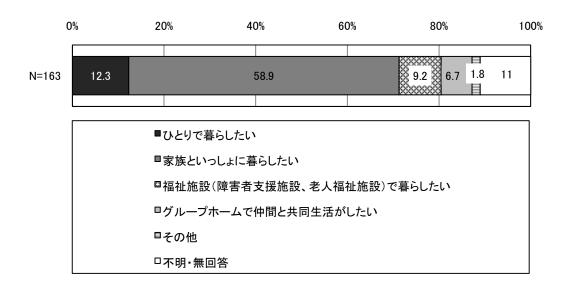
② 生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか。 (複数回答)



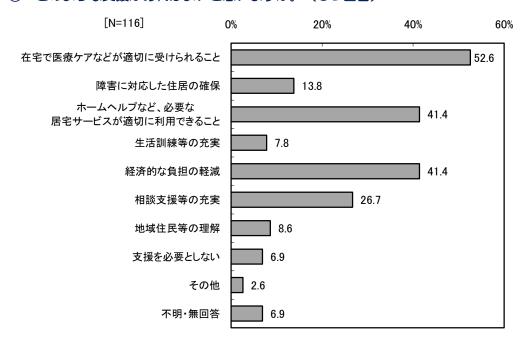
生活環境(安心した生活)

今後の暮らし方についての意向は、どのように暮らしたいかは、「家族といっしょに暮らしたい」が全体の約59%で、その際にどのような支援を望んでいるかは、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が全体の約53%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」がそれぞれ約41%となっています。

① あなたは、今後、どのように暮らしたいですか。(1つ回答)



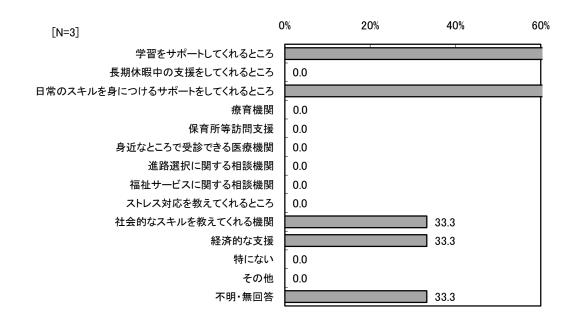
② どのような支援があればよいと思いますか。(3つ回答)



療育・保育・教育

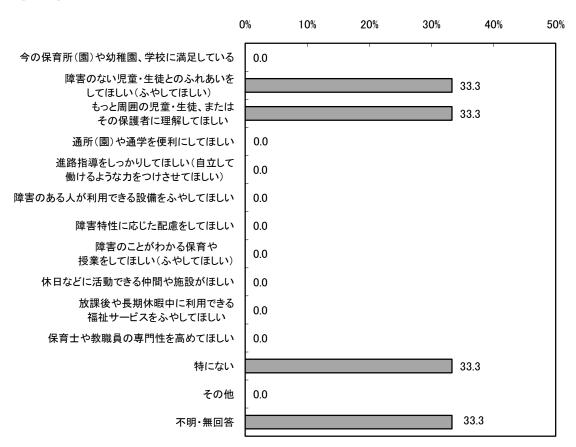
回答者は、3人の方となっており、療育・保育に求めるものは、「学習・日常又は社会的なスキルを身につけるサポート」「経済的な支援」と回答がありました。今後の保育や教育に必要と思っていることは、「障害のない児童・生徒とのふれあいをふやしてほしい」「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」と回答されています。

① あなたやご家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。(4つまで回答)

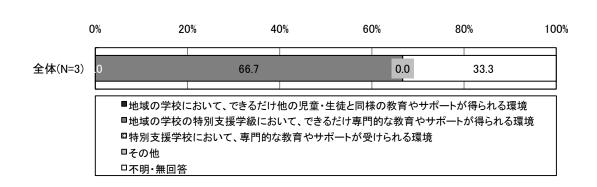


② あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。 (4つまで回答)

[N=356]



③ 望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか。(1つ回答)



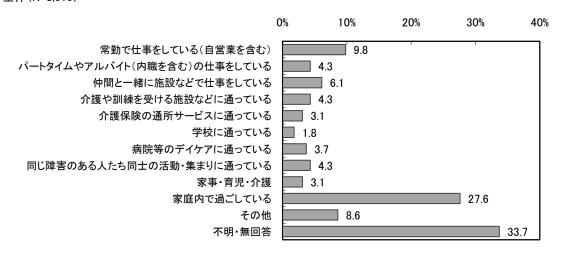
就労

日中の生活状況は、「家庭内で過ごしている」が全体の約28%、次いで、「常勤で仕事をしている」が約10%となっています。常勤者の仕事の内容は、「作業系の仕事」が約29%となっています。仕事の見つけ方は、「直接自分で探した」が約19%となっています。また、仕事をしていない理由は、「年齢のため」が約48%、次いで「障害などでできる仕事がない」が約29%となっています。

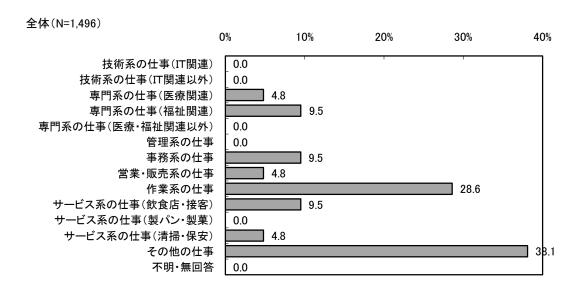
収入状況は、「年金や手当」が全体の約60%となっています。

① あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか。 (複数回答)

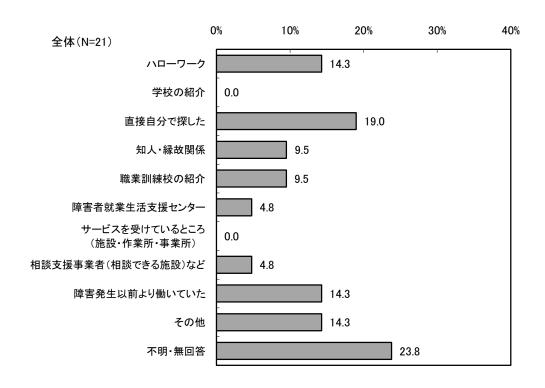
全体(N=8,010)



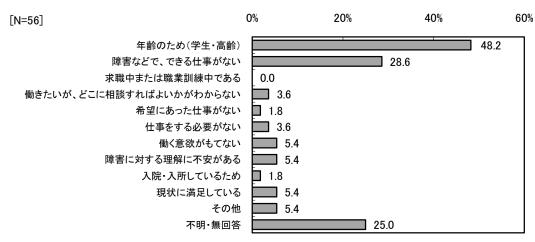
② 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。(複数回答)



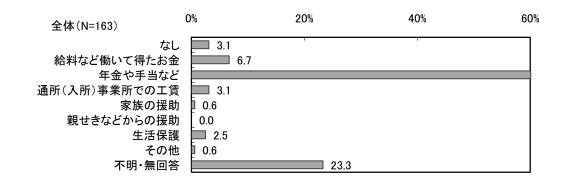
③ あなたは現在の仕事をどのようにして見つけられましたか。(複数回答)



④ あなたが仕事をしていないのはどのような理由によりますか。 (複数回答)



⑤ あなたの主な収入はどれですか。(1つ回答)

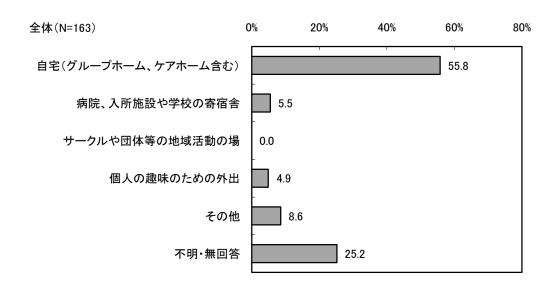


外出等(移動及び文化・芸術・スポーツ参加)

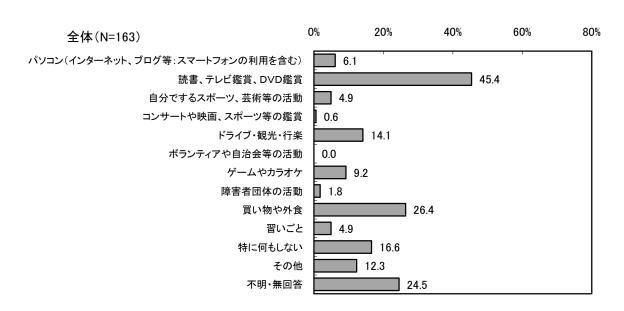
障害のある方は、自由時間は「自宅(グループホーム等含む)」で過ごす方が、全体の約56%で、「読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞」で過ごす方が約45%となっています。

休日や自由時間に外出する人は少ない状況ですが、外出頻度は、「1か月に1回から2回程度の外出」が約17%で、「1週間に3日程度」が約16%、「ほぼ毎日」が約15%となっています。外出の移動手段は、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が約35%、「徒歩や自転車」「自分が運転する自動車やバイク」がそれぞれ約29%となっています。

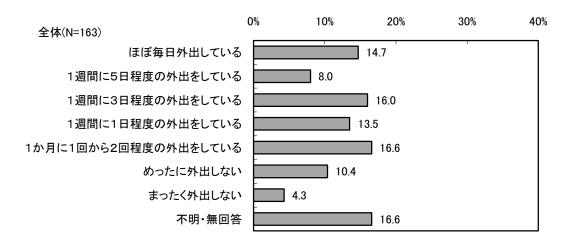
① 障害のある方ご本人は、休みの日など、自由な時間を主にどこで過ごしていますか。(1つ選択)



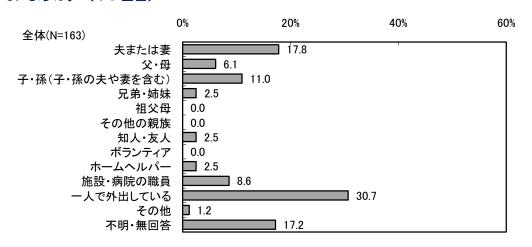
② 障害のある方ご本人の自由な時間の活動内容について。(3つまで回答)



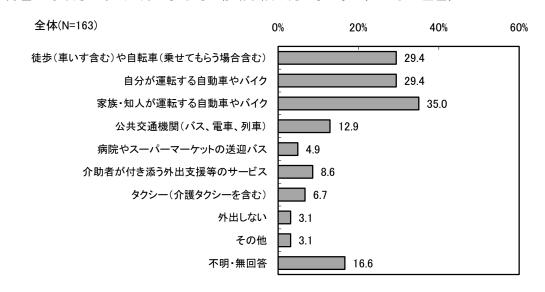
③ 障害のある方ご本人は、どれくらいの頻度で外出しますか。(1つ回答)



④ 障害のある方ご本人は、外出するときに主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。(1つ回答)



⑤ 障害のある方ご本人が外出する時の移動手段は何ですか。(3つまで回答)

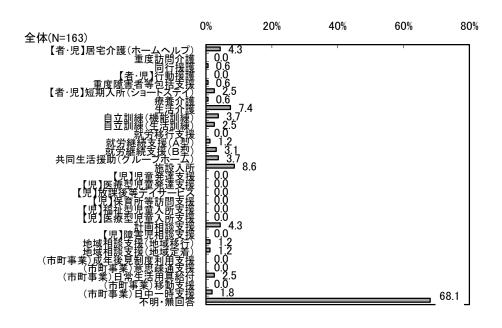


障害福祉サービス等

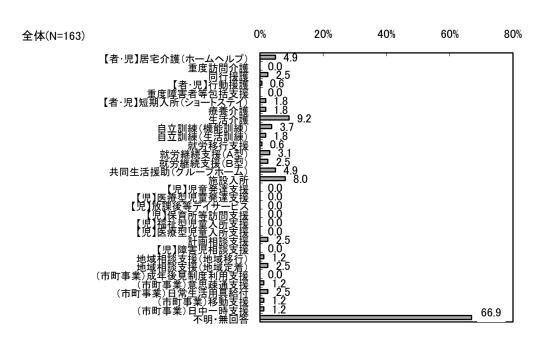
現在利用しているサービス・利用したいサービスともに、「居宅介護(ホームヘルプ)」「施設サービス」「生活介護」が高い割合を占めています。

「不明・無回答」が多いため、制度の内容周知の必要性があります。

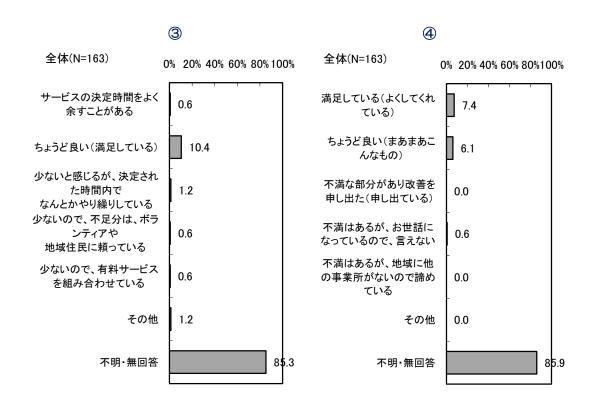
① 現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。 (複数回答)



② どのようなサービスを希望しますか。 (複数回答)



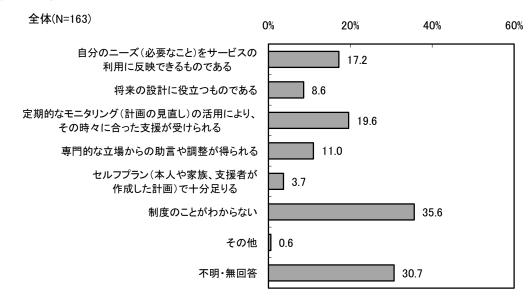
- ③ サービスの提供量(時間数)はどうですか。(1つ回答)
- ④ サービスの質はどうですか。(1つ回答)



相談支援

計画相談支援と障害児相談支援の利用については、「制度の事を知らない」が約36%、「不明・無回答」が約31%と多いため、制度の内容周知の必要性があります。

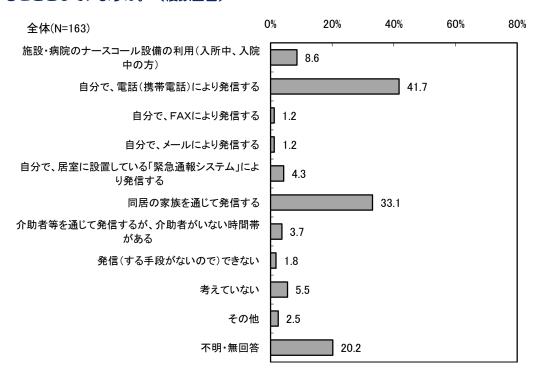
① 新たな制度である「計画相談支援」の利用について、どのように考えていますか。 (複数回答)



防犯・防災(緊急通報)

緊急時の連絡手段は、「自分で電話(携帯電話)により発信する」が約42%、次いで、「同居の家族を通じて発信する」が約33%となっています。

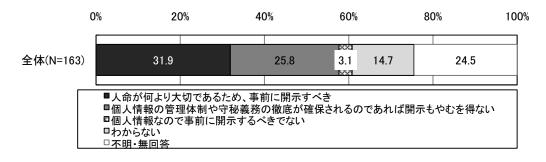
① 障害のある方ご本人は、緊急時の連絡や通報(110番、119番)をどのように発信することとしていますか。(複数回答)



防犯・防災(名簿提供)

要配慮者(援護者)名簿の事前提供については、「開示すべき」が約32%、「開示もやむを得ない」が約26%となっています。

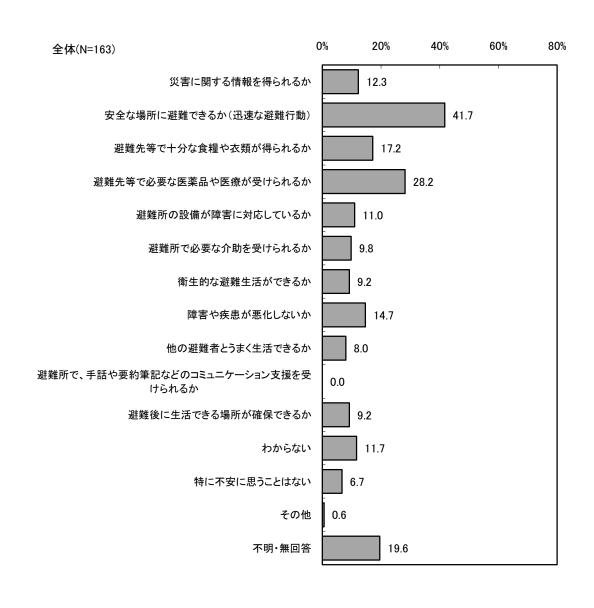
① 地域の支援団体(消防団や自主防災組織など)に要配慮者(援護者)名簿を事前に提供することについてどう思いますか。(1つ回答)



防犯 · 防災 (震災対応)

地震等の災害時に不安に思うことについては、「安全な場所に避難できるか」が約42%、 「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」が約28%となっています。

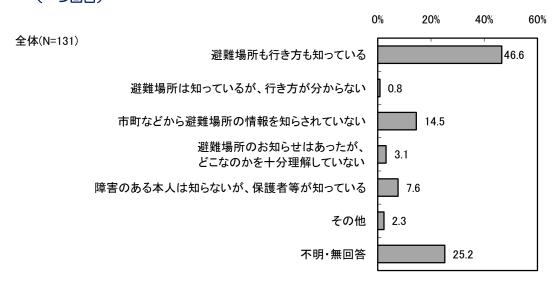
① あなたは、地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に思いますか。(3つまで回答)



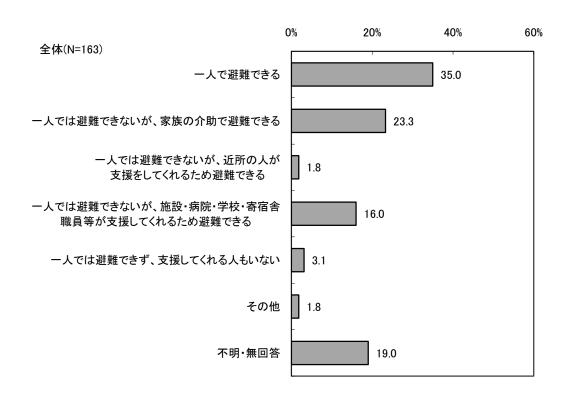
防犯·防災(避難対策)

避難場所や避難場所への行き方の認識は、「避難場所も行き方も知っている」が約47%、一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が約35%ですが、無回答も含め「支援が必要」な方が50%以上となっています。

① 障害のある方ご本人は、避難場所や、避難場所への行き方を知っていますか。 (一つ回答)



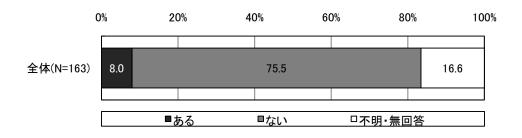
② 障害のある方ご本人は、災害時に一人で避難できますか。(1つ回答)



防犯・防災(消費者被害)

消費者トラブルに巻き込まれた経験は、「ない」が約76%、「ある」が約8%となっています。

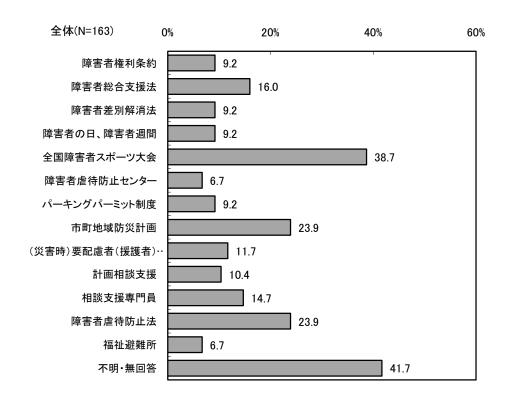
① あなたは、これまでに悪質(悪徳)商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。(どちらかに回答)



その他(意見)等

障害福祉施策等の制度認識については、「全国障害者スポーツ大会」が約39%、反対に 認識の少ないものは、「福祉避難所」で約7%となっています。

① あなたが聞いたことがあるもの。(複数回答)



自由意見

独居生活であり家族やデイサービスで生活している為、内容は理解できず協力出来ず 残念でした。生活していく上で不安はずっと付きまとうと思います。全てにおいて全盲な自 分は適切な行動は出来ず他人の世話になると思います。その為家族も間に合わないの が不安です。

相談支援員の方が定期的に訪問されますので色々しております。(助かります)

現在のところ日常生活については全部自分で何とか出来ますので福祉サービスの関係は不勉強で申し訳ありません。今後は種々問題も起こってくると思いますので福祉の事について勉強しておくことが大切と思います。そういうチャンスを与えて頂けると良いなぁと思います。どうか宜しくお願致します

視覚障害福祉センターの存在を最近知りました。もっと広めて欲しい。障害者総会の参加者が少ない。意見が反応されにくい。

障害者の福祉に関する重要な調査と認識しております。多く障害者の生活実態や要望 事項を知る為に調査票の回収率を高めて下さい。調査の結果集計については結果の公 表と行政施策に反映して下さい。

特にありません。施設にお世話になっておりますが、とても良くして頂けるので安心して暮らせます。このまま維持して頂ければ充分満足しております。

殆んど枠の中に入らされていて本人の思いとずれた事が時々ある。

自分に出来る事はする。

今の施設がとても良いとの事でした。

施設の人に良くして貰っているとの事でした。

家族による支援を推進する。

第3章 基本計画とその実現に向けた課題と施策

1 地域における自立生活の支援

(1)福祉サービスの充実

障害者が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、日常生活上で必要となる基本的なサービスが提供できるよう、福祉サービスを充実していくことが重要です。また、障害者が何でも相談できる窓口体制の充実や情報の発信、保健・医療・教育・就労等をはじめとするさまざまな領域のサービス資源を上手に使ったり、地域の障害者に対する意識やかかわりを深めたり、地域の力を引き出していくなど、地域の社会資源も活用した総合的な福祉サービスを提供する体制を整備する必要があります。

〈現況 〉

障害者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障害の程度や社会活動、介護者や居住の状況などを踏まえ、最適な福祉サービスを提供する必要があります。

そのためには障害者総合支援法の円滑な推進により、利用者のニーズに 応じて質・量ともに十分なサービスを確保するとともに、適切なサービス が提供できるよう相談支援事業 (ケアマネジメント) 体制を整備する必要 があります。

< 主要施策>

- ア 障害者が、居宅において日常生活を営めるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなど居宅支援サービス等による移動支援や行動 援護サービスの充実
- イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスの適切な利用を促進する ため、広域での設置も視野に入れた地域活動支援の整備
- ウ 障害のある乳幼児が集団生活へ適応できるよう障害児保育の充実を 図るとともに、日常生活動作の習得や集団生活への適応が困難な児童 が、適切な指導や訓練を受けられるような関係事業の充実
- エ 障害者が、それぞれのライフステージ〈*1〉に応じ適切な支援が 受けられるよう相談支援事業(ケアマネジメント)と、障害の早期発 見や発生の防止のための保健事業の充実
- オ 障害の種類や程度、生活環境、ニーズ等を踏まえ総合的なサービスが提供できるように、保健・医療・福祉・教育など、多様な関係課・ 事業所間での連携の推進と、ボランティアなどが行う地域の社会資源 を活用したサービス提供体制の推進

〈*1 ライフステージ〉

人の一生を、幼少期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階。

(2) 安定的な生活の支援

障害者が地域社会で自立した生活を営むためには、障害者及びその家族の生活の基盤となる所得保障を充実し、福祉資源を有効に活用できるように、社会保障制度等の利用を促進する必要があります。

〈現況〉

経済的な生活支援は障害者の地域生活を支える上で重要であり、障害基礎年金や特別障害者手当など年金、手当、貸付の制度について、周知徹底し、福祉の社会資源を有効かつ公平に利用できるようにする必要があります。

(主要施策>

- ア 障害者の所得保障のため、障害基礎年金などの公的年金制度や、特別障害者手当、特別児童扶養手当などの生活安定制度について、町の広報紙やホームページ、相談支援活動、地域活動組織などを通じた周知・広報の強化推進
- イ 自立生活を支援するための貸付資金として、生活福祉資金制度〈* 2〉の効果的な活用
- ウ 自立支援医療(更生、育成、精神)制度の普及推進
- エ 心身障害者扶養共済制度の周知と加入促進

〈*2 生活福祉資金制度〉

資金を他から借り受ける事が難しい、低所得者世帯や障害者世帯、 65 歳以上の高齢者の属する高齢世帯、日常生活に困難を抱えている 方を対象として必要な資金の貸し付けと、社会福祉協議会やハローワ ーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経 済の自立を図ることを目的とした制度。

(3) 保健・医療の充実

保健・医療は、障害のある人々にとって日常生活を営む上で最も基本的なことであり、一人ひとりの生活習慣を改善し健康的な生活を送ることは、障害の発生予防のみならず、生活の質の向上のため重要とされています。また、障害を早期に発見し、適切な治療や訓練を行うことにより障害の軽減や社会適応能力を高めるため、保健・医療施策の充実が必要です。

① 発生予防・早期発見対策の充実

現況〉

けがや病気を早期に発見し治療することは、障害の発生予防や程度の軽減に繋がります。そのためには、妊娠・乳幼児・成人各段階での健康診査が重要です。

さらに、障害の疑いのある人に対しては、健康相談、健康教育、訪問指導等で適切に対応するとともに乳幼児期における早期発見とフォローアップ〈*3〉を充実する必要があります。

(主要施策>

- ア 疾病の予防のために、乳幼児期から高齢期までのライフステージご との保健サービスの提供と、障害の原因となる疾病予防について、健 康診査、健康教育、健康相談などの充実
- イ 保健と教育の連携により、児童の心身の悩みの相談、健康管理体制 の充実、エイズなど新しい感染症の知識、覚せい剤の恐怖など、思春 期の若者をとりまく問題についての学習機会の提供
- ウ 妊娠・出産・育児についての不安解消のため、適切な情報提供、父 親母親教室などの講座や学級の充実、電話相談など、出産・育児に関 する知識の普及
- エ 乳幼児の成長・発達にあわせた健康診査の実施による、乳幼児期に おける疾病の予防・早期発見
- オ 各種健(検)診を受ける機会が少ない在宅障害者に対する、定期的 な健康診査の奨励
- カ 壮年期、高齢期に疾病による障害の発生が多く見られる中で、積極 的な集団健(検)診などの実施や健康教育、健康相談の推進、及び生 活習慣病の予防と早期発見による後遺症の予防
- キ 保健所と連携し、住民への精神保健に関する知識の啓発、精神保健 相談など、心の健康保持に関する事業の推進と、必要に応じた精神障 害者への訪問指導の実施
- ク 保健所と連携し、難病(特定疾病)患者の心身等についての身近な 相談窓口としての機能充実と、必要に応じた家庭訪問の実施
- ケ 疾病の予防を図るため、住民一人ひとりの健診結果などの健康管理システムの充実

〈*3 フォローアップ〉

健診等で助言を行った内容に効果があるか確認し、その後も継続的 に調査助言を行うこと。

② 健康づくりの推進

現況〉

障害者の2次的障害〈*4〉の発生を予防するとともに、後遺症の軽減、 残存能力の維持向上を図り、健康的な日常生活を確保するための施策の推 進が必要です。

主要施策 >

- ア 障害者に対する訪問相談を充実し、健康的な日常生活が送れるよう、 医療・保健師・ヘルパー・福祉担当者のネットワークづくりによる、 適切な支援体制の整備
- イ 住民の健康づくりを推進するための、人材の育成確保、基幹施設等 の基盤整備

〈*4 2次的障害〉

1 次障害が基になって起こる派生的な障害。例えば、下半身麻痺という障害から、上肢の使用過多により慢性関節炎という2次障害が起きる事をいいます。

③ 医療・リハビリテーションの充実

〈現況〉

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージにおいて、適切な時期に適切な訓練が受けられ、心身機能の促進と維持回復を図るためには、健康診査等で健康上の問題が発見された方に対して、保健師による相談や訪問を実施するとともに、保健所や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、早期治療、早期療育の支援に努める必要があります。また、障害者の身体的更正を支援するため、自立支援医療(更生、育成、精神)の給付につなげるほか、重度の心身障害者に対する医療費助成を実施し、障害者の健康の保持・増進における、経済的負担の軽減を図るように努めます。

< 主要施策 >

- ア 障害児(者)の地域生活を支援するため保健所や療育機関と連携した訪問・外来による療育指導や施設職員による技術指導など、療育支援事業の充実
- イ 気軽に相談できる身近な療育の場、障害児を持つ親の交流の場、経 過観察が必要な子どもに対する継続的な観察と療育相談の場としての 療育教室の整備
- ウ 症状や状況に応じ適切なリハビリテーションなどが受けられるよう、 医療機関や施設等との連携による、理学療法、作業療法、日常生活訓 練等の医療リハビリテーションの充実

- エ 通院が困難な重度の障害者や寝たきりの高齢者が、医療サービスを 受けられるための訪問看護サービスの推進
- オ 脳卒中後遺症による症状固定前に、適切な指導や機能訓練が受けられる体制の整備
- カ 一人暮らしで支援が必要な障害者が安心して生活できるための地域 の見守り支援体制の整備
- キ 障害の軽減等を目的とした適切な医療の確保のための医療費の助成

④ 精神障害者保健福祉の充実

〈現況 〉

だれもが幸せで豊かな暮らしをするためには、心身の健康を保つことは 非常に大切です。現在、私たちの周辺には、日常生活を営む上でストレス となり得る要因が山積しており、こころの健康が今まで以上に重要になっ てきています。平成7年に障害福祉施策の中に、精神障害者に対する施策 も加わり、今までの「偏見・差別」の中で苦しんできた精神障害者本人、 またはその家族もやっと社会参加の機会を得たように思われます。この問 題を身近な問題として、今後も捉えていく必要があります。

こころの問題は少年期、青年期、壮年期、老年期と一生を通じて起きる ものであり、個人にあった治療及びケア体制の整備をする必要があります。 〈主要施策〉

- ア 複雑、困難な相談の増加に伴い、精神保健の早期発見・対応を行う ための専門相談(認知症、虐待、引きこもり等)の充実と、地域関係 者との連携、協力体制の強化
- イ こころの健康全般に対して、本人、家族、関係者、関係機関からの 相談支援の充実
- ウ 療養者が社会生活訓練を行うことで生活に必要な習慣・技術を身に つけるとともに、地域での仲間づくりを通じて生活の幅の拡充
- エ 居宅において日常生活を営むことが困難な方に対する精神障害者生活訓練施設において居室その他の設備の提供と、必要な訓練・指導を行うことによる社会復帰の促進
- オ 地域で生活する人の社会復帰や社会参加を促進するため、地域との 交流や関係機関との連携の強化
- カ 「社会的入院患者の退院・社会復帰を目指す」指針に沿って、退院 可能な精神障害者の円滑な地域移行を目的とした相談支援事業所によ る精神障害者の社会生活の支援促進

2 社会参加の促進と就労支援

(1) 社会参加と自立の促進

障害者を含むすべての人々が、社会活動や文化活動を通じて、自らの個性や能力を発揮し、自己実現を図ることは、「こころの豊かさ」を含めた真の豊かさが実感できる社会づくりを推進するうえで重要です。また、これらの活動を通じて、障害者が健常者とともに社会参加することは、生活の質の向上とノーマライゼーション〈*5〉の理念の実現に不可欠な要素です。

こうした観点から、文化活動や社会活動への積極的な推進を図る必要があります。

<*5 ノーマライゼーション>

北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と 健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にす るのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

① 社会参加活動の充実

(現況)

障害者にとって、文化・芸術活動やレクリエーション活動、学習活動や 地域行事等への参加は、自己実現を図る上で重要です。そのためには、障 害者が利用しやすい施設の整備や、設備の改善を行うとともに、活動に参 加しやすい環境づくりが必要となっています。

<主要施策>

- ア 地域行事やレクリエーション、文化活動等に障害者が気軽に参加し、 ふれあいや交流が出来るように、開催の方法や内容の創意工夫
- イ スポーツ施設や公民館等、各種公共施設のバリアフリー〈*6〉化 と、移動手段の充実による、障害者が利用しやすい体制の整備
- ウ 障害者団体が企画・運営する各種活動の支援
- エ 障害者の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習活動の開催方 法や内容の充実と、学習機会の提供

〈*6 バリアフリー〉

障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

(2) 育成と教育の充実

障害は早期に発見し、一人ひとりの障害や発達の状況に応じて適切な療育を行うことで障害の軽減を図ることができるため、早い段階からの療育が重要となっています。また、障害者(児)の自立生活及び自己実現のために保育や教育、生涯学習や社会参加の機会が等しく確保されなければなりません。

そのために、関係する保健・医療や福祉及び雇用等の各分野との連携を 充分取りながら、それぞれの施策が効果的に展開されるよう配慮する必要 があります。

① 乳幼児期における療育の充実

現況〉

発達に遅れのある子どもは増加傾向にあるため、障害のある子どもに対して、施設や関連機関の連携による一貫した療育・指導体制の整備充実が必要です。また、障害のある子どもの保護者に対しては、子どもが安定した家庭生活を送るために、成長過程に応じた療育・教育に関して適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実が求められています。

〈 主要施策〉

- イ 障害のある子どもの療育・保育の場として、保育所等での障害児保 育の拡充
- ウ 保育所、医療機関、施設等の相互の連携による、療育に関する相談・指導体制の充実
- エ 地域での療育相談の場として、関係機関と連携した巡回相談の充実
- オ 乳幼児相談窓口を保健センターに置き、気軽に相談できる体制の整備と、関係機関との連絡調整の充実

② 学校教育の充実

現況〉

障害のある児童生徒が個人の能力や可能性を伸ばすための就学体制が整備され、いきいきとした学校生活を送ることが出来るように、学校施設の整備・改善を図る必要があります。また、障害のある児童や生徒の就学や進学に関して、本人や家族が気軽に相談できるように、教育相談、支援体制の整備が求められています。

<主要施策>

ア 障害のある児童生徒の教育を保障するため、小中学校の障害児学級の充実と、スロープ・障害者用トイレなどの学校施設の整備

- イ 障害児学級を担当する教員の研修会・交流会の実施による、教育・ 指導内容の充実
- ウ 療育関係機関等との情報交換や連携強化、保育・幼児教育・療育と 学校教育の一貫支援体制の確保
- エ 教育相談、指導体制の整備と、関係教職員の研究・研修体制の充実、 障害のある児童生徒の教育、療育相談に応じられる専門的な相談機関 との連携強化
- オ 一人ひとりの生徒の能力や適性及び意向に応じた適切な進路が保障 されるよう教育委員会、労働、福祉関係機関が連携した進路指導の充 実
- カ 総合学習の時間を活用したボランティア活動や、交流教育、体験学 習の推進と福祉教育の充実

③ 地域での療育施策の充実

現況

子どもが成長していく過程では、学校のみならず地域における育成が重要となります。そのためには、学校、保育所、地域等が連携を図りながら、地域で健やかに生活・成長できる環境づくりを進めることが重要です。また、障害児の親の育児不安に対して適切に対応するため、身近な地域での相談体制の充実を図る必要があります。

全要施策〉

- ア 障害児の親の育児不安を軽減するための、町内の関連施設との連携 強化、及び相談・指導体制の充実
- イ 学校・家庭・地域の連携を図り、保護者同士の交流を深める機会を、 障害児一人ひとりに対する総合的、きめ細かな教育・指導の充実

(3) 雇用・就労の促進

障害のある人が就労によって社会参加・社会貢献することは、障害のある人の生きがいのある暮らしや経済的な自立につながります。障害者の社会参加に伴う就業や適応性に対するニーズも高まっている中、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主の認識と理解が深まってきていますが、障害のある人の雇用・就労の一層の拡大が大きな課題です。障害者が職場で継続的に就業するには、事業主や従業員の理解と協力が必要であり、また、能力や適性に応じた職業能力の開発支援や就労相談等を充実する必要があります。

① 就労支援事業の充実

現況〉

障害者が適性に応じ自由に職業が選択でき、就労の機会が確保されるよう職能訓練を充実するとともに、福祉就労から継続的な一般就労へ移行できるような就労移行支援体制を整備する必要があります。

´ 主要施策>

- ア 障害者の就労機会を拡充するため、ハローワークと連携し、企業・ 雇用主に対して雇用率達成への理解と協力要請を行い、制度の周知と 意識啓発に努めます。
- イ 障害者の職場定着のため、適応能力に応じた職場配置や短期間勤務 等の多様な就業形態の導入、バリアフリー化による職場環境の改善を 働きかけます。
- ウ 一般的雇用が困難な障害者に対し、地域社会や職業生活における自立を促進する福祉的就労の場の拡大に努めます。
- エ 就労意欲のある障害者が、自らの意思で能力に応じた職場を選択して自立できるよう、福祉的就労から一般就労への移行を推進する中で、一般就労が困難な方に対しては、施設や作業所における福祉就労の場を確保します。

3 人にやさしいまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

障害者が社会のあらゆる領域に健常者と平等に参加し、自力で安全に行動できるよう、障害者だけでなく高齢者や子ども連れの方などすべての人に使いやすく設計されているかどうかという、ユニバーサルデザイン〈*7〉の考え方に基づいて、生活環境を整備することが基本的課題です。また、障害者が日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるように配慮することも必要です。このため、すべての人が共通して利用しやすい物や環境をつくるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進める必要があります。

<*7 ユニバーサルデザイン>

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

① 施設のバリアフリー化の推進

現況〉

すべての人が利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づき、安心や安全、快適性や人のやさしさ、便利さや分かりやすさ、などの視点に配慮し、暮らしやすい、快適なまちづくりを進める必要があります。

(主要施策)

- ア 官公庁施設、その他の公共施設については、障害者や高齢者等が円 滑に利用できるような配慮、措置を図る必要があり、既存の施設についても整備見直しに努めます。
- イ 「人にやさしいまちづくり」に関する啓発、普及と理解を図るため、 ハード整備に加え、民間事業者も含めた住民全体への啓発・PRを推 進し、まちづくりに対して積極的な参加、協力を促すことが重要であ り、子どもから大人まで広く住民意識の高揚に努めます。

② 情報のバリアフリー化

現況〉

情報を迅速かつ的確に入手することは、地域で快適に生活していく上で重要ですが、障害者はどうしても情報不足になりがちです。情報が上手く伝わらないがために、不利益を生ずるケースも少なくありません。個々の障害の状況に応じ適切な支援を行うために、身近で気軽に相談できる窓口の整備と、障害者が適切な情報を収集できるよう情報のバリアフリー化を図る必要があります。

<主要施策>

- ア 様々な障害福祉サービスや、専門的あるいは日常的な相談窓口の場所など、必要な情報を整理して、わかりやすく提供できるよう努めるとともに、身近な相談役として民生児童委員、身体障害者相談員等による地域の相談体制の整備など官民一体となった相談支援体制の充実に努めます。
- イ 町実施による地域生活支援事業など、地域での生活を支える各種事業の充実に努めます。
- ウ 選挙における配慮として、障害特性に応じた選挙情報の提供、投票 所のバリアフリー化、投票環境の向上等、障害者が自らの意思に基づ き円滑に投票できるよう努めます。

③ 住宅の整備と入居支援体制の充実

(現況 〉

障害者の暮らしを支援するには、その生活基盤の拠点となる住宅を、障害の内容や程度に応じて確保することが重要となってきます。そのために

は、生活福祉資金などを活用し、住みやすく改修・改良する必要があります。

また、施設や病院の退所・退院が可能な障害者の円滑な地域移行を図るため、一般住宅への入居支援が重要となります。

<主要施策>

- ア 障害者が快適な日常生活を営めるように、生活福祉資金の周知と利 用促進を図り、住宅の改修・改良に関する相談や助言の実施
- イ 公営住宅について、安全性、利便性を重視し、建設、改修時期に合 わせた建物のバリアフリー化の推進
- ウ 一般住宅への入居を希望している障害者に対し、相談支援事業所が 入居に必要な調整支援を行う居住サポート事業の実施

④ 移動・交通対策の充実

〈現況〉

障害者が地域で安全で安心した生活を送るためには、道路整備に伴う歩道の改良など、人にやさしい道路の整備とともに、公共交通機関の運賃助成や、単独で移動が困難な方の移動手段の確保が重要となってきます。

〈主要施策〉

- ア 道路整備に際し、歩道の拡幅や排水溝のふたの改良、誘導用床材 (点字ブロック)の設置など、体の不自由な方が使いやすい施設の整 備
- イ 公共施設における障害者用等駐車場の確保
- ウ 障害者の通院、買い物等の重要な交通手段として、バス路線の維持・確保を要請するとともに、誰もが使いやすい車両やバス停の整備 を関係機関への働きかけ
- エ 公共施設や公共機関をつなぐコミュニティバスを運行し、交通空白 区域の移動手段の確保
- ⑤ 緊急時等の安全対策と防犯・防災対策の推進

現況〉

障害者が地域で安心して生活するためには、安全な生活環境づくりが重要です。台風や地震などの大規模災害が発生した場合には、障害者や高齢者への的確かつ迅速な支援が重要になります。地域の自主防災組織など関係機関と連携し、防災対策を講じるとともに、互助精神による連絡網を整備する必要があります。

<主要施策>

ア 地域の見守り活動の強化と、地域住民や障害者同士で助けあうネットワークづくりの充実

- イ 火事・事故を未然に防ぐ方法として、防災知識の普及・啓発を図り、 障害者や高齢者が使いやすい防犯・防災設備の普及に努めるとともに、 警察・消防等関係機関に対し、理解と協力を求め、地域ぐるみによる 総合的な防犯・防災体制の推進
- ウ 避難生活において、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者が、必要な生活支援を受けることができる二次的避難施設としての福祉避難所〈*8〉の整備

< * 8 福祉避難所>

災害時などに一次避難所での生活が困難な障害者や高齢者などの要配慮者を受け入れるために、特別な配慮(バリアフリー化・物資・器材・人材など)がされている避難所のこと。(松野町の福祉避難所は特別養護老人ホーム古城園です。)

(2) 福祉の心づくりの推進

障害のある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのないひとりの人間として尊重されなければなりません。しかし、現状では、障害に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が存在しています。すべての人から「こころの壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るために、いろいろな手段を活用して啓発・広報活動の充実を図る必要があります。

(1) 権利擁護の推進及び差別解消の推進

〈現況 〉

福祉の心を推進するには、一人ひとりが障害に対する理解を深めることが重要です。障害者団体や関係機関と連携し啓発活動や、イベントを通じて障害に対する理解を求めていますが、未だに障害者に対する誤解や偏見、差別などが残っているのも事実です。今後も、すべての人が社会の一員として暮らすことができる地域の実現に向け、引き続き啓発活動を進める必要があります。また、平成 28 年4月より施行される障害者差別解消法の円滑な実施に向けて、地域における課題整理等を行う必要があります。

<主要施策>

- ア 町の広報紙やホームページを活用し、障害者に対する誤解や偏見、 差別の解消を図るための、障害についての正しい知識の普及・啓発
- イ イベントや講演会を通じた町民、障害者団体、ボランティアなどの 幅広い層の参加と交流による、啓発活動の展開
- ウ 障害者と地域住民との交流が促進されるよう、地域行事への参加の 支援

- エ 生涯学習の講座等で、障害に関する学習・体験・交流の機会を提供 し、福祉に関する町民の主体的な学習活動の支援
- オ 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発及び障害者差別解消法について基本方針作成
- カ 虐待を受けた障害者に関する問題や養護者の支援に関する相談への 対応等虐待防止に関する体制づくり及び法律内容の周知・啓発
- キ 判断することが困難な障害者等の権利を擁護するために、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知及び利用支援

② ボランティア活動の推進

〈現況〉

福祉ニーズの多様化、社会情勢の急激な変化により、ボランティア活動の重要性が広く社会に認識されていることから、町民のボランティア活動に対する関心を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に活動に参加できる環境づくりを整備する必要があります。

〈主要施策〉

ア ボランティアに関する情報提供や相談・助言、ボランティアの育成、ボランティア団体の活動を支援するボランティアコーディネート〈* 9〉機能の強化に努める。

(*9 ボランティアコーディネート)

ボランティア活動の支援を受けたい人や社会とボランティア活動を 行いたいという意思を持つ人や社会の間にあって、それぞれが満足す るために必要な調整を行うこと。

③ 地域福祉活動の推進

、現況〉

障害者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活するためには、公的サービスの充実はもとより、日常的な地域での助けあいや支えあいが重要になってきます。今後は、地域のボランティア活動とともに、町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に活動に参加できるような体制づくりが必要です。

(主要施策>

- ア 福祉に関する意識啓発や、町民の主体的な活動に結びつくような地 域福祉の推進
- イ 町民が地域福祉活動に気軽に参加できるような体制づくりの支援

第4章 障害者総合支援法による障害福祉サービスの推進

1 障害福祉サービスの概要

自立支援給付(介護給付、訓練等給付など)に基づいて実施される障害福祉サービスについて、以下のように見込量を定めます。

(1) 障害福祉サービス等の内容と対象者

○訪問系サービス

+	ナービス名	主 な 対 象 者	実 施 内 容			
	居宅介護	障害支援区分1以上の障害者等	障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を 行います。			
	重度訪問介護	障害支援区分4以上で、二肢以上に 麻痺があり、常に介護を必要とする 障害者等	常時介護を必要とする重度の肢体不自由 者等の自宅で、入浴・排せつ・食事の介 護、外出時における移動介護等を総合的 に行います。			
介護	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難 を有する障害者等	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代 筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食 事等の介護を行います。			
付付	行動援護	障害支援区分3以上で、知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障害者等	障害者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や 外出時の移動介護等を行います。			
	重度障害者 等包括支援	常に介護を必要とする者であって、 障害支援区分6に該当し、意思疎通 を図ることに著しい困難を有する障 害者等	支援の程度が著しく高い障害者等に対し、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。			

〇日中活動系サービス

+	ナービス名	主	主 な 対 象 者			実	施	内	容	
介護給付	生活介護	常に介護を ① 49 歳以 3 以上(施 ② 50 歳以 2 以上(施	以下の場合 i設入所は[以上の場合	は、障害 区分4以 は、障害	書支援区分 (上) 書支援区分	とた浴、	ができる。	よう、福 等の介語	る 国祉施設 養や日常	生活を営むこ さで食事や入 さ生活上の支 はします。

+	ナービス名	主 な 対 象 者	実 施 内 容
介護給は	療養介護	医療機関への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障害者等で、 ① ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の者	医療機関への長期入院による医学的管理 のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護 や日常生活上の支援を行います。
付 	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合など、一時的 に居宅で介護が受けられなくな り、短期間施設への入所を必要と する障害支援区分1以上の障害者等	障害者支援施設やその他の施設で、短期 間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常 生活上の支援を行います。
	自立訓練(機能訓練)	地域生活への移行や地域生活を営むうえで、身体的リハビリテーションの継続、身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障害者等	地域生活を営むうえで必要となる身体機 能や生活能力の維持・向上を図るため、 理学療法や作業療法等の身体的リハビリ テーションや日常生活上の相談支援等を 行います。
訓練給付	自立訓練(生活訓練)	地域生活への移行や地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害者及び精神障害者等	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、単独での就 労が困難であり、就労に必要な知 識・能力の習得などの支援が必要 な65歳未満の障害者等	一般企業等への移行に向けて、事業所内 や企業における作業や実習、適性にあっ た職場探し、就労後の職場定着のための 支援等を行います。
訓練	就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満(利用開始時に65歳未満)の障害者等	雇用契約に基づく就労機会を提供すると ともに、一般就労に必要な知識・能力の 向上のために必要な訓練その他の支援を 行います。
給付	就労継続支援 B 型	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった者で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される障害者等	就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

○居住系サービス

+	ナービス名	主 な 対 象 者	実 施 内 容			
訓練	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営むうえで、日常生活上の介護及び援助が必要な障害者等ただし、65歳以上の身体障害者は、65歳になる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。	共同生活を行う住居において、主として 夜間、食事等の介護や家事などの日常生 活上の支援、日常生活における相談支援 等を行います。			
給付	宿泊型 自立訓練	日中に一般就労や障害福祉サービス を利用している知的障害者又は精神 障害者等	一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。			
介護給付	施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4 以上の者(50 歳以上の場合は、区分3 以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な者等	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。			

〇相談支援

サービス名	<u></u> 主 な 対 象 者	実 施 内 容		
計画相談支援	主 な 対 象 者 障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する全ての障害者、障害福祉サービスを利用する18歳未満の障害児等	実施内容 障害者等の心身の状況、その置かれている 環境等を勘案し、利用するサービスの内容 等を定めたサービス等利用計画案を作成 し、支給決定等が行われた後に、支給決定 の内容を反映したサービス等利用計画の作 成等を行います。継続サービス利用支援 は、サービス等利用計画が適切であるかど うかを一定期間ごとに検証し、その結果等 を勘案してサービス等利用計画の見直しを 行い、サービス等利用計画の変更等を行い ます。		
地域移行 支援	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設 などに入所・入院している障害者等	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相 談、その他の便宜の供与を行います。		
地域定着 支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者等	対象となる障害者と常時の連絡体制を確保 し、障害特性に起因して生じた緊急事態等 の際の相談その他の便宜の供与を行います。		

〇障害児通所支援

サービス名	主 な 対 象 者	実 施 内 容			
児童発達	未就学の障害児等	日常生活における基本的な動作の指導、知			
, , , , , , , ,	未就子の障害児等 	識技能の付与、集団生活への適応訓練その			
支援 		他の便宜の供与を行います。			
±万=田 ⁄ ⁄ ∕ ∕ ∕ ∕ 广		授業の終了後又は休業日に通所施設におい			
放課後等 デイサー	就学している障害児等 て、生活能力の向上のために必要な				
ディッー ビス		社会との交流の促進その他の便宜の供与を			
		行います。			

○その他のサービス

【補装具費の支給】

補装具を必要とする身体障害者に、身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労で、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費、修理費の給付を行います。

(2) 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

○訪問系サービス

種類	実 績 値			推計値		
性 規	H24年度	H25 年度	H26年度	H27年度	H28 年度	H29年度
居宅介護 重度訪問介護	93 時間	148 時間	123 時間	132 時間	154 時間	176 時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	5人	6人	6人	6人	7人	8人

※数値は1ケ月あたりの見込み。(「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数)

居宅介護は、在宅での生活の継続を希望される方が多いため、この先も増加すると 予測されます。当該サービスは、在宅生活の継続や地域生活への移行を推進する観点 から、地域での自立した生活を支えるうえで重要なサービスであり、今後も利用者の 要望や意向などに応じた適切なサービス提供できるよう、関係機関と連携を図り、体 制の充実に努めます。

重度訪問介護や、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、現在町内に利用者がいないため見込量には計上していませんが、申請があった場合は、柔軟に対応していきます。

○居住系サービス

種類	実 績 値			推計値			
大块 大	H24 年度	H25年度	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	
共同生活援助	9人	11人	13人	13人	14人	15人	
施設入所支援	11人	8人	8人	8人	8人	7人	
うち、18 歳以上の障害 児施設継続入所	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

平成24年度から平成26年度までについては、共同生活援助の利用者は増加傾向にあります。今後も、在宅での生活の継続や施設などからの地域生活への移行により利用者の増加が見込まれます。

〇日中活動系サービス

0日中加勤ポケ し入	ᢖ	星 績 個	直	推計値			
種類	H24 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
	244 人	242人	381人	440人	484人	550人	
生活介護	日分	日分	日分	日分	日分	日分	
	21人	20人	20人	20人	22人	25人	
 うち、18 歳以上の障害	〇人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
「児施設継続入所	分	分	分	分	分	分	
プログロスが整形がたって行り	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	〇人日	0人日	0人日	0人日	0人日	〇人日	
自立訓練(機能訓練)	分	分	分	分	分	分	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	〇人日	0人日	30人	30人	30人	30人	
自立訓練(生活訓練)	分	分	日分	日分	日分	日分	
	0人	0人	1人	1人	1人	1人	
	19人	14人	3人日	0人日	0人日	〇人日	
就労移行支援	日分	日分	分	分	分	分	
	3人	1人	1人	0人	0人	0人	
	〇人日	0人日	0人日	0人日	0人日	〇人日	
	分	分	分	分	分	分	
プログロス小型川グレンベアハロング	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	24 人	18人	20人	85人	102人	119人	
就労継続支援(A型)	日分	日分	日分	日分	日分	日分	
	3人	4人	5人	5人	6人	7人	
	19人	19人	19人	170人	187人	204人	
就労継続支援(B型)	日分	日分	日分	日分	日分	日分	
	7人	8人	9人	10人	11人	12人	
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	分	分	分	分	分	分	
Juneaux Wellow (171 a 75)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人	
	28人	27人	20人	21人	21人	21人	
短期入所	日分	日分	日分	日分	日分	日分	
	2人	2人	2人	3人	3人	3人	

※数値は1ヶ月あたりの見込み。(「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数) 生活介護は、施設入所や共同生活援助を利用している方が当該サービスを併用して 利用するため増加すると見込まれ、これまでの利用実績も勘案して見込量を設定して

います。

自立訓練は、有期限のサービスのため、総合的に勘案して見込量を設定しています。 就労移行支援、就労継続支援(A型)及び(B型)は、利用実績を勘案して見込量 を設定しています。

療養介護は、児童福祉法改正により、重症心身障害児施設から当該サービスに移行され、3名が利用されています。対象者の要件が限定的であるため、利用者の増減は 少ないサービスです。今後も継続的に利用があると考え、見込量を設定しています。

短期入所は、介護者等の緊急的な理由で利用が見込まれることから、これまでの利用実績を勘案して見込量を設定しています。

平成26年度までの利用実績から、一人当たりの平均利用日数を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

〇相談支援

種類	美	星 績 個	直	推計値			
性 親	H24 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29 年度	
計画相談支援	1人	9人	8人	12人	13人	14人	
地域移行支援	〇人	1人	0人	1人	1人	1人	
地域定着支援	人〇	0人	0人	0人	0人	1人	

障害福祉サービスの利用者数等を勘案し、全ての障害福祉サービスの利用者を計画 相談支援の対象者として見込んでいます。また、地域移行支援及び地域定着支援については、今後の利用者数を推計し見込量を設定しています。

○障害児通所支援

種類	J	星 績 値	直	推計値			
性 規	H24 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
放課後等デイサービス	0人	0人	0人	〇人	0人	0人	

現在、障害児通所支援については、利用者は、〇人となっています。

2 障害福祉サービス等の数値目標

障害者等の地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、平成29年度を目標年度として数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

区分	数値	備考
【基準値】 平成 25 年度末の施設入所者数	8人	
【目標値】 平成 29 年度末までの地域移行者数	1人	基準値の 12.5%

目標設定の考え方

平成25年度末における施設入所者数は8人となっています。国の指針を踏まえ、施設入所者の12.5%である1人を地域に移行する者の数として設定します。

【国の指針】

平成25年度末時点の施設入所者のうち12%以上が地域移行。

(2) 平成29年度末の施設入所者の数

区分	数値	備考
【基準値】	7 1	
平成 29 年度末の施設入所者数		

目標設定の考え方

今後、障害者のある人の増加や見込数などを勘案した場合、施設入所者の数は増加することが見込まれますが、地域移行を促進することで、施設入所者の増加数の抑制に努めます。

【国の指針】

施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上の削減。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区 分	数値	備考
【基準値】 平成29年度末の拠点の設置数	Oケ所	平成 29 年度末までに整備する地域生活支援拠点の数

目標設定の考え方

国の基本指針では、地域生活を支援する機能を持った拠点等について、 各市町又は各圏域に1か所は整備することとしています。国の制度設計等 を踏まえながら、平成29年度までに拠点の整備ができるよう検討を進め ます。

【国の指針】

各市町又は各圏域に少なくとも1か所整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行する者の数

区分	数値	備考
【基準値】 平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成 24 年度において福 祉施設を退所し、一般就 労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	1人	基準値の2倍

目標設定の考え方

国の基本指針では、福祉施設の利用者(就労移行事業所等)のうち、一般就労に移行する者の数値目標を、平成24年度実績の2倍とすることが望ましいとされています。

【国の指針】

福祉施設からの一般就労者数が平成24年度実績の2倍以上。

(5) 就労移行支援事業の利用者の数

区分	数値	備考
【基準値】 平成25年度末の就労移行支援利用者数	0人	
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援利用者数	0人	

目標設定の考え方

平成25年度末時点での就労以降支援事業利用者は、O人となっています。

【国の指針】

就労移行支援事業利用者が平成25年度末時点から6割以上増加。

(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

区分	数値	備考
【基準値】		
平成29年度末において就労移行率が	-%	
3 割以上の就労移行支援事業所割合		

目標設定の考え方

現在、町内に就労移行支援事業所がなく、第4期計画期間中においても整備予定がないため、目標値の設定は行いません。

【国の指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上。

3 地域生活支援事業の概要

障害者総合支援法において法定化された、市町村が実施主体となる地域生活支援事業について、以下のように見込量を定めます。

(1) 地域生活支援事業の内容

地域や利用者の実情に応じて、障害のある方の地域における生活を支える支援や事業を実施します。地域生活支援事業について、以下のように見込量を定めます。また、障害福祉サービスと組み合わせて利用することもできます。

<u></u>	
事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
障害者相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に 応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行 い、自立した生活ができるよう支援します。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある方 などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対 して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を 行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知 的障害のある方または精神障害のある方に対して、成 年後見制度の利用について必要となる経費のすべてま たは一部について補助を行います。

事業名	内容
成年後見制度法人後見支 援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため に、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組 織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行 います。
手話通訳者・要約筆記派 遣事業	聴覚、言語障害、音声機能等の障害のため、意思疎通 を図ることに支障がある方が、他者との意思疎通を円 滑に行えるよう、手話通訳者または要約筆記奉仕者の 派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語障害、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とのコミュニケーションの 円滑化を推進するため、手話通訳者を町役場に設置し、意思伝達の仲介、関係機関との連絡調整を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、日常生活用具を給付また は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター機 能強化事業	地域活動支援センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
日中一時支援事業	障害のある方等に日中における活動の場(施設・事業所等で預かり)を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守り、社会に適応するための日常生活訓練などを行います。
自動車免許取得事業	障害のある方に対し、自動車運転免許の取得に直接要する経費の3分の2(上限額 10 万円)を1人につき1回助成します。

(2) 地域生活支援事業の見込み量と確保策

サービス種別	単位	実績値 (見込み)	B	標	値
		H26 年度	H27年度	H28年度	H29年度
①理解促進研修・啓発事業	有無	無	有	有	有
②自発的活動支援事業	有無	無	有	有	有
③相談支援事業					
障害者相談支援事業	個所	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	人数	0	1	1	1
⑤成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無
⑥意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記派遣事業	有無	有	有	有	有
手話通訳者設置事業	有無	無	無	無	無
⑦手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有
8日常生活用具給付等事業(年間件数	数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数	23	24	25	25
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	0	1	1	1
⑨移動支援事業	人数	0	1	1	1
	時間数	0	8	8	8
⑩地域活動支援センター機能強化事業	個所	0	0	0	0
【その他事業】					
⑪日中一時支援事業	人数	5	5	6	6
⑫自動車免許取得事業	人数	0	1	1	1

※数値は年間の見込み。(「人」は実利用者数、「時間数」は延べ利用時間数)

① 理解促進研修・啓発事業

広報まつの、町ホームページ等を活用して、障害に関する情報等の啓発・広報 活動の推進に努めます。

② 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援が出来るよう検討します。

③ 相談支援事業

相談支援機関や福祉サービス事業所、保健センター等と連携を図り、身近な相談支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に 応じていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

現在松野町では実施していませんが、今後の需要に応じて検討をしていきます。

⑥ 意思疎诵支援事業

松野町手話通訳者等派遣事業実施要綱に基づき実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

宇和島市・愛南町・鬼北町・松野町の1市3町連携事業である「宇和島圏域手 話奉仕員養成事業」により、手話奉仕員の養成研修に努めます。

⑧ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障害のある方が日常生活を円滑に送ることができるよう、障害の特性に応じた日常生活用具の給付に努めます。

9 移動支援事業

現在、利用はほとんどありませんが、利用者の状況を把握して適正な支給に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

現在松野町では実施していませんが、今後の需要に応じて検討をしていきます。

⑪ 日中一時支援事業

利用者の状況に合わせ適切な利用が出来るよう、普及啓発に努めます。

⑫ 自動車免許取得事業

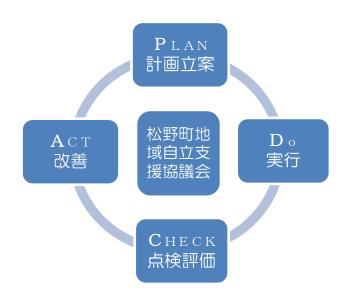
障害者の社会参加を促進することを目的として支援に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

町においては、松野町地域自立支援協議会を通じて点検と評価、改善策の 検討を行います。



「障害」の表記について

「害」という字が悪いイメージにつながり違和感があるとして、公文書を含め、ひらが なの「障がい」という表記を使う場合も一部みられるようになってきました。

国においては、法令等における「障害」の表記について、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、検討していくこととしています。

本計画を策定するにあたり、「障害」のひらがな表記について「松野町地域自立支援協議会」等で検討しましたが、法令用語や各種計画等に準じる形で、本計画では便宜上「障害」という表記を使用しています。

資料編

【松野町地域自立支援協議会委員名簿】

職名等	区分	氏 名	所属
委員	社会資源や地域におけ	長尾 百合	障害者支援施設フレンドまつの (サービス管理責任者)
委員	る権利擁護、相談支援 事業等障害福祉サービ	山本 文代	障害者支援施設ライフまつの (サービス管理責任者)
委員	スを担う関係者	岩城 龍司	松野町社会福祉協議会 (事務局長)
委員	障害者当事者団体又は 家族団体の代表者	有馬 義幸	松野町身体障害者福祉協議会 (会長)
委員	保健・医療機関、教育	八十島 温夫	松野町教育課 (課長)
委員		川上貴正	松野町国民健康保険中央診療所 (所長)
副会長	機関、雇用関係機関の 職員	上甲・カズ子	障害者支援施設フレンドまつの (施設長)
委員		高田 香織	NPO法人みこと会 (サービス管理責任者)
委員	地域ケアに関する学識 経験を有する者	曽根 藤光	民生委員・児童委員協議会 (会長)
会長	関係行政機関の職員	渡森 昭子	松野町地域包括支援センター (上級保健師)

※順不同、敬称略

松野町障害者福祉計画(障害者計画・第4期障害福祉計画) 平成27年(2015年)3月発行

発 行 愛媛県松野町

編 集 保健福祉課 介護福祉グループ

〒798-2102

松野町大字延野々1406番地4

電話 (0895) 42-0708

FAX (0895) 42-1550